

医科点数表第2表第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）及び6に掲げる手術の施設基準に係る届出書添付書類

・区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	53
イ	黄斑下手術等	
ウ	鼓室形成手術等	
エ	肺悪性腫瘍手術等	
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	

・区分2に分類される手術		件数(歯科以外)
ア	靭帯断裂形成手術等	
イ	水頭症手術等	98
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	
エ	尿道形成手術等	
オ	角膜移植術	
カ	肝切除術等	
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	

・区分3に分類される手術		件数(歯科以外)
ア	上顎骨形成術等	
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	
エ	母指化手術等	
オ	内反足手術等	
カ	食道切除再建術等	
キ	同種死体腎移植術等	

・区分4に分類される手術		手術の件数
・その他の区分に分類される手術		
人工関節置換術		91
乳児外科施設基準対象手術		
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		1
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術		
経皮的冠動脈形成術		10
急性心筋梗塞に対するもの		
不安定狭心症に対するもの		
その他のもの		10
経皮的冠動脈粥腫切除術		
経皮的冠動脈ステント留置術		43
急性心筋梗塞に対するもの		
不安定狭心症に対するもの		
その他のもの		43

令和5年1月～12月